改正後	改正前
1　［略］ 2　海岸局、船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）	1　［同左］ 2　船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1　法第71条第１項の規定に基づく周波数の指定の変更に係る海岸局及び船舶局の無線設備の変更の工事設計	当該部分の全部又は一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）
2　レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの ［(1)・(2)　略］	［略］
3　［略］	［略］

［３～９　略］

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1　レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの ［(1)・(2)　同左］	［同左］
2　［同左］	［同左］

［３～９　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十九年七月一日から施行する。

平成二十九年六月二十八日

総務大臣　山本　早苗

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備考
429.16875MHzから429.74375MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.02W以下	注３
920.3MHzから920.5MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年３月31日まで	４W以下	注４ 空中線電力は、１W以下に限る。
920.5MHzから928.1MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.2W以下	注３、注５及び注６
926.9MHzから927.1MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年３月31日まで	20W以下	注４ 空中線電力は、５W以下に限る。
2400MHzから2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.45W以下	注３、注５及び注７
2445MHzから2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年３月31日まで	7950W以下	注４ 空中線電力は、100W以下に限る。
5490MHzから5690MHzまで	関東総合通信局管内	平成30年６月30日まで	0.4W以下	注８
	東海総合通信局管内	平成33年６月30日まで	0.4W以下	注９
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.4W以下	注10
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.4W以下	注11
5650MHzから5755MHzまで	関東総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	注12

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注３）　福岡県福岡市南区的場の区域に限る。

（注４）　京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地の区域に限る。

（注５）　福岡県福岡市博多区東平尾公園、同区竹下及び同区美野島の区域に限る。

（注６）　福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。

（注７）　福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。

（注８）　東京都西多摩郡檜原村倉掛、同村藤原、同村三都郷及び同村本宿並びに同郡奥多摩町白丸及び同町氷川の区域に限る。

（注９）　愛知県名古屋市守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ケ廻間及び同市岩作三ケ峯並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫の区域に限る。

（注10）　広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町荻、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

（注11）　愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。

（注12）　東京都あきる野市乙津、同市切欠、同市戸倉、同市小和田、同市三内、同市管生、同市深沢及び同市養沢の区域に限る。